

第五條第一項の表中

五の四	第二條第五号の四の電波障害防止装置	第十号第四改訂版
五の五	第二條第五号の五の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の六	第二條第五号の六の感電防止装置	
五の七	第二條第五号の七のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の八	第二條第五号の八のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
五の四	第二條第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第百三十一号改訂版
五の五	第二條第五号の五の電波障害防止装置	第十号第四改訂版
五の六	第二條第五号の六の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の七	第二條第五号の七の感電防止装置	
五の八	第二條第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の九	第二條第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	
十一の三	第二條第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	
十一の三	第二條第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	
十一の四	第二條第十一号の四の運転者席	第百二十五号改訂版
三十四の二	第二條第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号
三十四の二	第二條第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号
三十四の二	第二條第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版第百十六号
三十四の三	第二條第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号

改める。

第三号様式中

第二條第五号の四の電波障害防止装置	6以上
第二條第五号の五の原動機用蓄電池	8以上
第二條第五号の六の感電防止装置	
第二條第五号の七のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二條第五号の八のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

第二條第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置

第二條第五号の五の電波障害防止装置

第二條第五号の六の原動機用蓄電池

第二條第五号の七の感電防止装置

第二條第五号の八のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置

第二條第五号の九のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

第二條第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置

第二條第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置

第二條第十一号の四の運転者席

第二條第四十号の二の盗難発生警報装置

第二條第四十号の二の盗難発生警報装置

第二條第四十号の三の車線逸脱警報装置

改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○農林水産省告示第二百六十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、マカロニ類の日本農林規格（昭和四十八年十二月二十六日農林省告示第二百六十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のマカロニ類の日本農林規格により格付の表示が付されたマカロニ類については、なお従前の例による。